

【はじめにお読みください】

職業安定法第 33 条第 4 項により準用する同法第 32 条の 13、同法施行規則第 24 条の 5 の規程により、当事業所の取扱職種の範囲等について、以下のとおり明示します。

業務の運営に関する規程(令和 5 年 6 月 2 3 日最終改正)

第 1 求 人

- 1 本所は、林業の職業紹介に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みが法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べ著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により申込みください。直接来所できないときは、郵便、ファックス又は電子メールによる申込みでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファックス又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第 2 求 職 本書は求人者用につき、この項を省略します。

第 3 紹 介

- 1 求職者の方には、職業安定法第 2 条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人者の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を、あらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 本所が広告等により求人者等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や訂正の依頼があった場合や、本所で当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうかを確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 求職の方を求人者に紹介する場合には、本所が紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者に行って頂きます。
- 6 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 7 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介を致しません。

第 4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等から苦情があった場合には、迅速、適切に対応いたします。

- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者双方から本所にその報告をして下さい。また、同様に本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から 6 か月以内に解職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に報告してください。
- 3 本所は、求人者又は求職者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求人者又は求職者に対し、その申込みの受理、面接、指導等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 5 本所の取扱職種の範囲は、林業の職業に限定するものです。
- 6 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されておりますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

個人情報適正管理規程（令和 5 年 7 月 2 1 日最終改正）

- 1 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、公益財団法人みやぎ林業活性化基金宮城県林業労働力確保支援センターの職員とする。
個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 齋藤 和彦とする。
- 2 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 3 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

- 4 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 齋藤 和彦とする。

許 可 番 号：04-ム-010011

事 業 所 名：公益財団法人みやぎ林業活性化基金

宮城県林業労働力確保支援センター

無 料 職 業 紹 介 所

代 表 者 名：理事長 大内 伸之

事 業 所 所 在 地：仙台市青葉区上杉二丁目 4 番 46 号

問 い 合 わ せ 先：022-217-4307